平成２６年（フ）第３１３５号
千葉県市原市五井東２丁目４―８　セントラルハイツＢ202
破産者　宮本　　稔
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１６０号
東京都豊島区東池袋５丁目７―６　スカイコート池袋第２―803
破産者　合同会社ＸＴＳスタイリング
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１６５号
東京都江戸川区東葛西７丁目11―８―305
破産者　鹿野　和弘
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１８４号
千葉県匝瑳市春海6804―６
破産者　佐久間美行
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２３５号
東京都北区浮間３丁目20―３―101
破産者　橋本　武志
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３０６号
東京都品川区西五反田３丁目６―38―2006
破産者　鈴木奈央子（旧姓窪）
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３０７号
東京都板橋区氷川町23―１―204
破産者　瀧脇　義和
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３２３号
東京都葛飾区東四つ木３丁目16―11
破産者　大森　英起
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３６５号
東京都世田谷区弦巻１丁目52―５―304
破産者　中山　静江
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３７０号
神奈川県大和市桜森２丁目24―６―103
破産者　加藤　雄士
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０８号
札幌市北区北９条西４丁目10番地３
破産者　株式会社ポイントプラス
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
茨城県日立市神峰町４丁目７番３号
破産者　株式会社ラミュー
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０８号
茨城県日立市西成沢町４丁目45番19号
破産者　オズホームこと　若槻　厚志（旧姓大越）
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１５８号
茨城県日立市宮田町3479―２
破産者　有限会社塩入工業所
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下596番地
破産者　株式会社大澤架設
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１０号
埼玉県和光市新倉４丁目12番５号
破産者　広雄梱包運送株式会社
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８９号
埼玉県和光市白子２丁目15番１―302号
破産者　株式会社システム・ツー・ワン
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
北海道札幌市北区新琴似一条１丁目５番19号　桑田ビル２階
破産者　株式会社エコ・ライフ・プロジェクト
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目95番地の７
破産者　有限会社セルフィー
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
千葉県東金市高倉204番地１
破産者　有限会社九十九里住宅サービス
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９５４０号
静岡県静岡市葵区研屋町16―1103、開始決定時の住所静岡県静岡市葵区一番町54―304
破産者　松下　和弘
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９９９号
東京都千代田区平河町１丁目４番５号
破産者　株式会社クリエイティブサービス
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４４６号
東京都練馬区豊玉北６丁目２―１―2203
破産者　三浦優美子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部